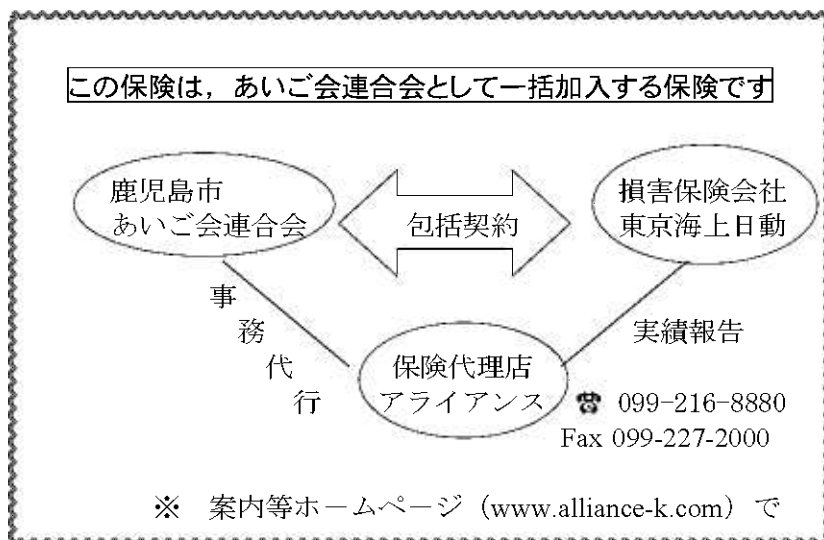


重要

新安全保険を円滑に進めるために(確認事項)

鹿児島市あいご会連合会

制度のしくみと特色



- この保険は個々人の保険契約からあいご会連合会が一括して保険会社と締結を結ぶという包括的な保険制度であるということが特色です。
- つまり、あいご会連合会の加入者総数により、保険料と補償内容が特定されます。
- 下記の分担金と補償内容は、加入者総数を5万人と想定して算出したものです。(参考：昨年度5万4千人)
分担金とは保険料に制度維持費を加えた金額です。制度維持費とは、この保険制度業務に対する事務手数料のことです。

分担金

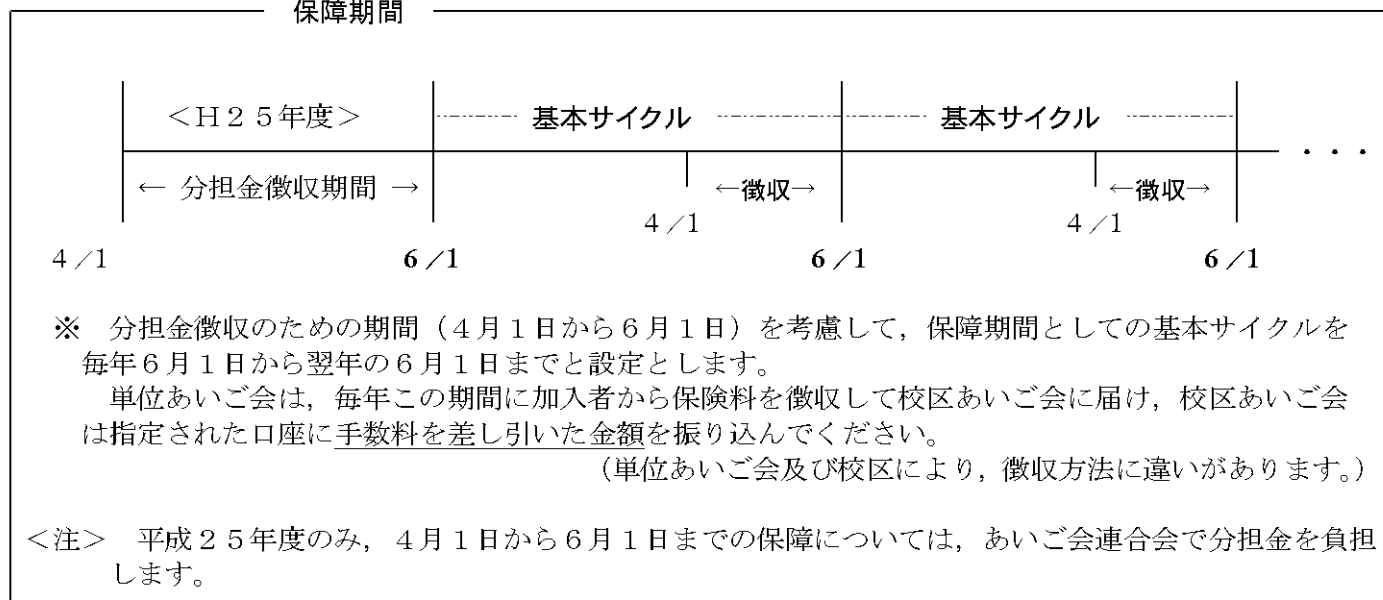
年間 110円 (一人)
(保険料+制度維持費)

補償内容

- 死亡・後遺障害 200万円
- 入院 1,500円
 - ・1回の入院の限度日数 60日
 - ・手術は所定の手術倍率により10倍, 20倍, 40倍を補償
- 通院 1日 1,000円
 - ・180日以内の90日が限度

- 各校区では少なくとも昨年度並みの加入者数を確保していただくことが肝要です。
仮に、総定数より下回ることになると、保険料や補償内容に影響が出てくるからです。
- 保障期間の基本サイクルは下記のとおりで。

保障期間



諸事務作業について

加入手続き

単位あいご会

- ② 加入者名簿を作成する（様式1） ← -----
＜名簿は単位あいご会でも保管しておく＞
- ③ 加入者名簿（様式1）と総括表（様式2-1）
及び保険分担金を校区あいご会に提出する。

＜提出締め切り 5月15日までに＞

※ 行事の往復途上での事故については、その
行事のみの参加者名簿の提出が求められます。

校区あいご会

- ① 加入者名簿（様式1）と単位用総括表
（様式2-1）を単位あいご会に渡す。
- ④ 校区用総括表（様式2-2）を作成して
代理店（アライアンス社）にファックスまたは
メールで送信する。
＜加入者名簿は校区で一括保管しておく＞
- ⑤ 分担金を指定された口座に振り込む。
＜提出締め切り 5月20日までに＞

↓
＜最重要ポイント＞ 5月31日までに、全校区の分担金が納入されないと保険は発効しません。

実績報告

単位あいご会

- ② 実績報告書を作成する ← -----
（様式3-1）
- ③ 実績報告書を校区あいご会に提出する -----
＜提出締め切り 翌月10日までに＞

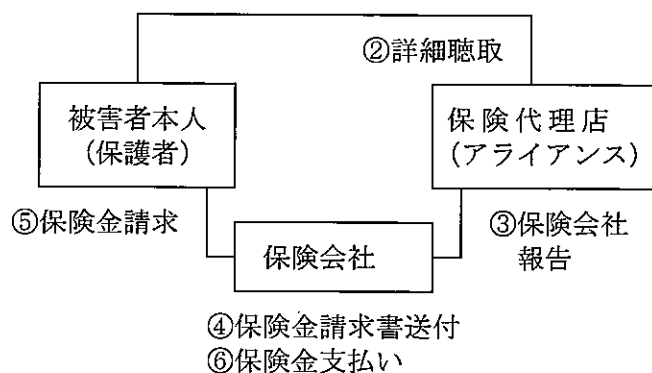
校区あいご会

- ① 単位用実績報告書（様式3-1）を単位
あいご会に渡す。
- ④ 校区用実績報告書表（様式3-2）作成して
代理店（アライアンス社）にファックスまたは
メールで送信する。
＜提出締め切り 翌月15日までに＞

※ これまでは年度初めに年間計画を提出していましたが、毎月の実績報告に代わりました。
これだけがやや面倒かもしれませんが、保険内容を決める大切なデータとなりますので、毎月の報告
を忘れないようにしてください。（保険会社の規定によるものです）

事故報告と保険金請求

①事故報告＜電話＞



保険金請求に関する事故については、すべて
本人と保険代理店及び保険会社で事務処理する
ので、校区の担当者が関わることはありません

＜注＞ あいご会連合会の見舞金手続きについては
これまでどおりです。

被害者 → 校区担当者 → あいご会連合会

- ・事故報告書
- ・見舞金支給申請書
- ・治療証明書
- ・振込先記入用紙

※ 補償対象外の行事もあります。